

木質バイオマス発電の燃料の安定供給に向けた基本的な考え方について（案）

1 県内における木質バイオマス発電の推進について

平成 28 年 6 月に多気町内で、7 月に津市内で木質バイオマス発電所が新たに稼働したため、県内では合計 3 箇所の木質バイオマス発電所が稼働しています。

さらに、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定済の新たな木質バイオマス発電事業計画があります。

木質バイオマス発電所は、国のエネルギー基本計画においても「安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源である。」「我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型のエネルギー源としての役割を果たすものである。」とされており、県としてもその推進に努めていきます。

2 木質バイオマスの安定供給について

県内の木質バイオマス発電の燃料は、県内の間伐材等の未利用材に加えて、製材端材等の一般木質バイオマスや輸入による PK S を活用している状況です。

今後、発電施設の増設に伴い、木質バイオマス発電の燃料のさらなる需要の増大が見込まれます。

このため、本県においても、主伐の促進による県産材の生産拡大と建築用材等を中心とした県産材の需要拡大など、林業・木材産業の振興に取り組むとともに、木質バイオマスの増産や安定供給に向けた取組を関係者と連携してさらに進めます。